

3 就学前教育カリキュラム改訂版を活用した教育課程の編成など

幼稚園教育要領、保育所保育指針及び教育・保育要領は、幼稚園や保育所等の教育及び保育の基本とそのねらい及び内容等を示したものであり、これらを踏まえて、各幼稚園においては教育課程を編成し、各保育所及び認定こども園においては全体的な計画を作成します。

本カリキュラム改訂版は、小学校教育との接続を踏まえ、乳幼児期の子供に生きる力の基礎を培うために、発達や学びの連続性を考慮し、0歳児から5歳児の発達に応じて確実に経験させたい内容を明らかにしました。また、具体的な指導例等をしており、各幼稚園における教育課程の編成、各保育所や幼保連携型認定こども園における全体的な計画（以下「全体的な計画」という。）の作成、各幼稚園や保育所等における指導計画の作成、日々の教育・保育活動の立案や実施、評価の際に活用できる内容となっています。

さらに、具体的な指導計画等の作成、実践及び評価を行い、次の計画に反省等を反映させて改善を図ることで、組織的・計画的に教育及び保育活動の質の向上を図ることができます(カリキュラム・マネジメント)。

また、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を踏まえ、各幼稚園や保育所等及び小学校において「生きる力の育成」や「発達や学びの連続性」などの視点から、本カリキュラム改訂版を積極的に活用することも期待されます。

一方、家庭の教育においては、幼稚園や保育所等に入園するまでの期間や就学するまでの期間において、本カリキュラム改訂版で示した「乳幼児期の子供の発達に応じて確実に経験させたい内容」を参考にして、子育てを行うことも考えられます。

○ 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び教育・保育要領において、幼児教育を担う施設として、教育及び保育のねらいや内容等の整合性が確保されている。

幼稚園教育要領 保育所保育指針 教育・保育要領

教育課程、全体的な計画、指導計画等は各幼稚園や保育所等が実態に応じて編成及び作成

就学前教育カリキュラム改訂版

教育課程
全体的な計画

全体的な計画

全体的な計画

全体的な計画は、教育課程を中心に、教育時間の終了後等に行う教育活動の計画などと関連させて作成する。

具体的な指導計画【年間・期（月）・週・日】

※内容例

・子供の姿	・ねらい	・内容	・環境の構成
・保育者の援助	・評価	など	

実践

評価